

外形標準課税導入で変わる法人事業税負担

2004年4月から法人事業税に外形標準課税方式（新方式）が導入される。新方式の影響を考察するために、現在実施されている方式（現行方式）と新方式による法人事業税を上場企業3,284社を対象に試算した。試算結果によると、全企業の税負担は、新方式導入で現行方式に比べ約284億円（1社あたり平均9百万円）増加する。業種別にみると、輸送用機器、医薬品で100億円以上税負担が軽減するのに対し、建設、電気機器、陸運、小売などで負担が増加する。

税負担変化額（新方式と現行方式の差額）を個別にみると、税負担が大きく軽減する輸送用機器、医薬品、情報通信では、ある特定企業の税負担が大きく軽減している。こうした業種では、特定企業での税負担軽減効果が業種全体の負担軽減につながっているといえ、個別にみると税負担が増加する企業も少なくない。

資本等の金額がほぼ同水準である電気機器と輸送用機器を比較すると、電気機器は人件費などの付加価値額が小さいものの、利益水準が低く、結果として新方式導入で税負担が増加している。一方、輸送用機器では、付加価値額が大きいものの利益水準も高く、新方式導入によって税負担が減少している。

97年度以降の新方式と現行方式の税負担をみると、利益が増加（減少）した年は格差が縮小（拡大）する傾向にあり、新方式による税負担変化は、利益動向に大きく左右される。2004年度の利益が、当社見通し（前年比+10.9%）程度まで拡大すると、新方式による税負担は現行方式と同程度となり、増益率が+20%まで拡大すると税負担は約260億円減少する。外形標準課税による税負担を軽減するには、人件費を中心とした外形標準部分を圧縮するよりも、外形標準部分を有効活用して利益拡大を指向した方が有効といえる。



【お問い合わせ先】調査部（東京）村田 雅志 E-Mail : masashi@ufji.co.jp
古里 哲也 E-Mail : furusato@ufji.co.jp

1. はじめに

2004年4月から、都道府県税の一つである法人事業税に外形標準課税方式が導入される。外形標準課税は、東京都など一部地域で特定業種を対象にすでに導入されているが、全ての都道府県において、多くの業種を対象に導入されるのは今回が初めてである。

外形標準課税方式の導入による税負担の影響については、弊社⁽¹⁾などでいくつかの分析がすでになされている。こうした分析の多くは、外形標準課税方式の是非について活発に議論された2001年頃に実施されたものであり、分析対象となる企業業績データは当時入手が可能であった2000年当時のものが使用されている。しかし2000年当時と現在とでは、経済状況、企業の資本調達、人件費政策などの点で異なる点も多く、先行分析の結果が、現状にそぐわない可能性も生じている。

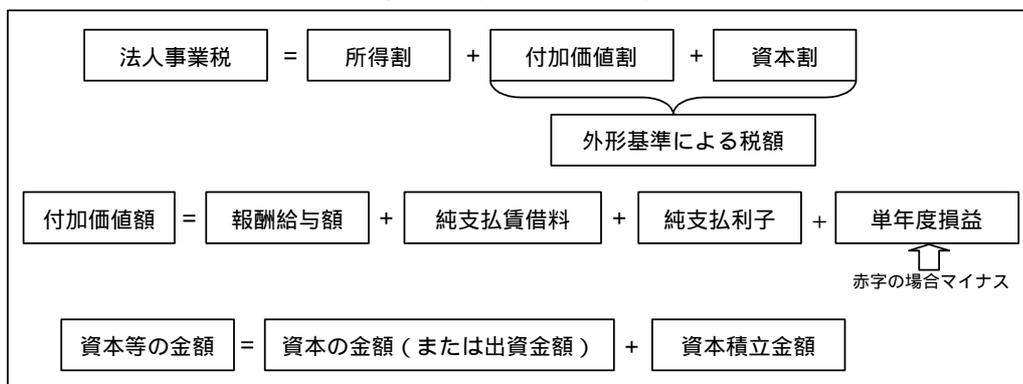
そこで本稿では、法人事業税の現行方式と外形標準課税方式の概要を整理し、国内株式市場に上場している企業(3,655社)を対象に、現行方式と外形標準課税方式での法人事業税額を試算し、外形標準課税導入の影響を考察した。

2. 外形標準課税方式による法人事業税額算出の概要

(1) 外形標準課税とは

外形標準課税とは資本金や人件費など事業の規模や活動量を示す外形基準を課税対象とする方式である。2004年4月から実施される方式(以下、新方式)では、企業の外形基準として、企業の「付加価値額」と「資本等の金額」の2つを対象とする。付加価値額とは、労働、土地・建物、資本といった企業の生産要素から生み出された価値であり、報酬給与額、純支払賃借料、純支払利子と企業損益で構成される。資本等の金額は、資本の金額(または出資金額)と資本積立金額で構成される。新方式による法人事業税は、所得課税部分(所得割)、企業の付加価値額への課税部分(付加価値割)、資本への課税部分(資本割)の3つで構成される(図表1)。

図表1 当初案、今回案による法人事業税の構成



(出所) 総務省資料より作成

(1) 外形標準課税導入による法人事業税負担の変化 (<http://www.ufji.co.jp/publication/report/2002/0234.html>)
外形標準課税導入による法人事業税負担の変化(2) (<http://www.ufji.co.jp/publication/report/2002/0234.html>)

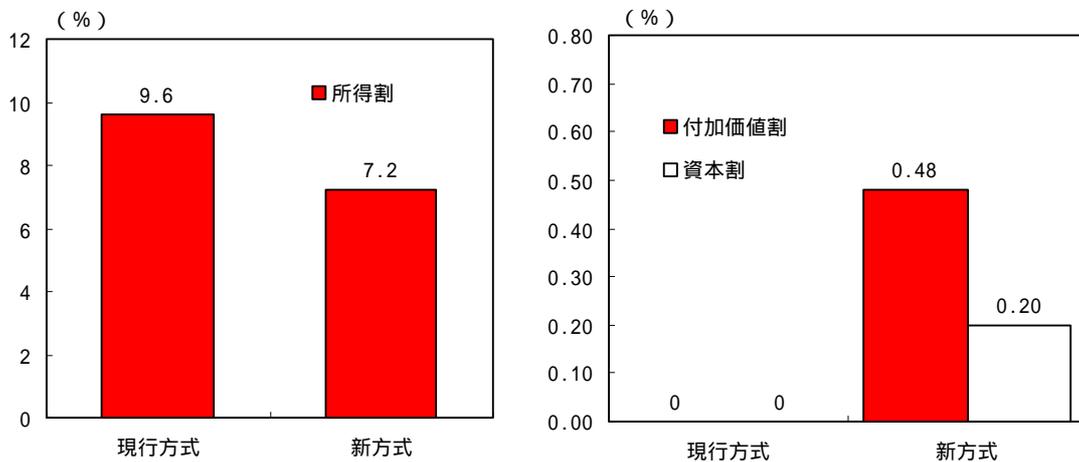
(2) 現行方式と新方式の違い

現行方式では、法人事業税は、法人所得のみを課税対象とした所得課税方式で算出される。これに対し新方式では、所得課税方式に加え外形標準課税方式も法人事業税の一部として採用している。

所得割、付加価値割、資本割の税率

現行方式と新方式での税率を比較すると、新方式では標準税率⁽²⁾として、所得割：7.2%（現行方式では9.6%）、付加価値割：0.48%、資本割：0.20%が設定されている。新方式では外形標準課税方式が新たに加わるため、所得割の税率を現行方式に比べ引き下げること、現行方式との徴収税額差が大きく広がらないようにされている（図表2）。

図表2 法人事業税・標準税率の比較⁽³⁾



(資料) 総務省

新方式が適用される企業

新方式が適用されるのは、資本金が1億円を越える法人である。1億円以下の法人は現行方式のままである。

ただし資本金1億円超の企業でも電気ガス供給業など4業種⁽⁴⁾については、すでに収入金額による外形標準課税が実施されていることから、新方式の適用対象外となる。また公益法人、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等も対象外となる。

⁽²⁾ 地方税の標準的な税率。地方自治体は標準税率の1.2倍まで税率を引き上げることが可能。

⁽³⁾ 図で示した所得割の税率は法人所得800万円超部分を対象としたもの。法人所得400万円以下、400～800万円以下の税率は以下の通り、現行方式（5.0%：7.3%）、新方式（3.8%、5.5%）。カッコ内左が法人所得400万円以下、右が法人所得400～800万円以下の税率。

⁽⁴⁾ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業の4業種。

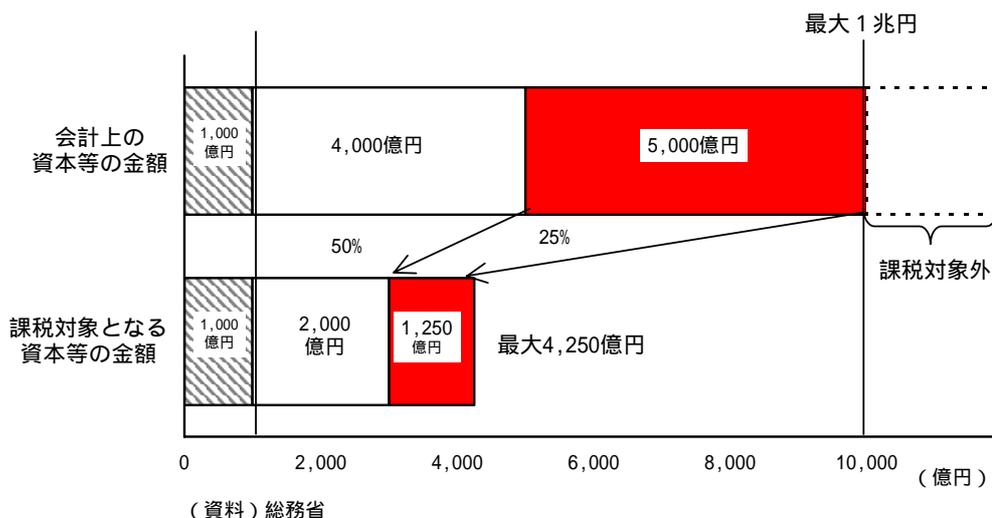
各種特例について

新方式では、外形標準方式を機械的に当てはめず、付加価値割、資本割それぞれに特例を設けている。

付加価値割を算定する際には、従業員の給与といった報酬給与額も付加価値額の一つとして計上する。しかし流通産業などでは、人件費の割合が高く、結果として付加価値割が高めに出る懸念がある。そこで新方式では、人件費の割合が高い業種に配慮するために、労働者への報酬給与額が収益配分額（＝報酬給与額＋純支払賃借料＋純支払利子）の70%相当額を超える場合には超えた額（雇用安定控除額）を収益配分額から控除する特例（雇用安定控除特例）が設定されている。

また、資本割についても特例措置が設けられている。資本等の金額が1千億円を超える法人に対しては、資本割の負担軽減措置として、資本等の金額のうち1～5千億円の部分は50%、5千億～1兆円の部分は25%のみを課税対象とし、1兆円を超える部分には課税しない資本圧縮特例を用意している（図表3）⁽⁵⁾。

図表3 資本圧縮特例による資本等の金額・圧縮のイメージ



この他にも、事業規模に比べ資本金が大きい持株会社の負担軽減措置として、資本等の金額に総資産のうち占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を資本等の金額から控除する特例（資本金控除特例）も設定されている。

⁽⁵⁾ 本特例により課税対象となる資本等の金額は $4,250 (= 1,000 + \{5,000 - 1,000\} \times 50\% + \{10,000 - 5,000\} \times 25\%)$ 億円が最大となる。

3. 業種別にみた新方式導入の影響

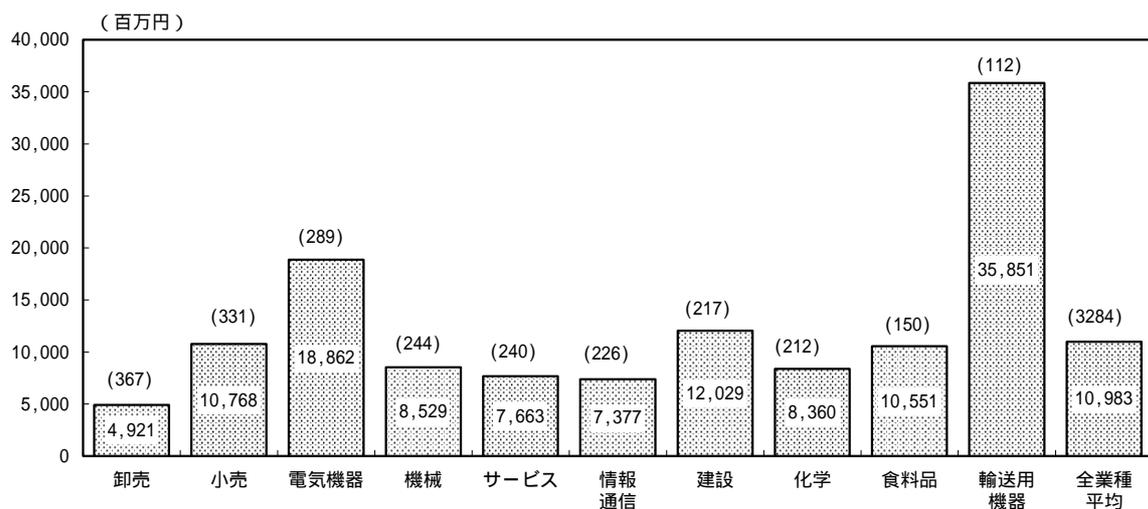
(1) 業種別にみた企業の財務・収益状況

新方式実施による法人事業税の変化は、企業の付加価値額、資本等の金額、法人所得によって決まる。ここでは、本稿で試算対象とした企業の人件費（付加価値額の約8割）、資本等の金額、当期利益（課税所得のベース）の状況をサンプル数の多い業種について整理する。

人件費（2002年度）

1社あたりの人件費は、輸送用機器、電気機器が大きい一方、卸売、サービス、情報通信の人件費は小さい。一般に経費全体に占める人件費の割合が高いとされる小売や建設の人件費は、全業種平均程度の水準である（図表4）。

図表4 1社あたり人件費（2002年度）

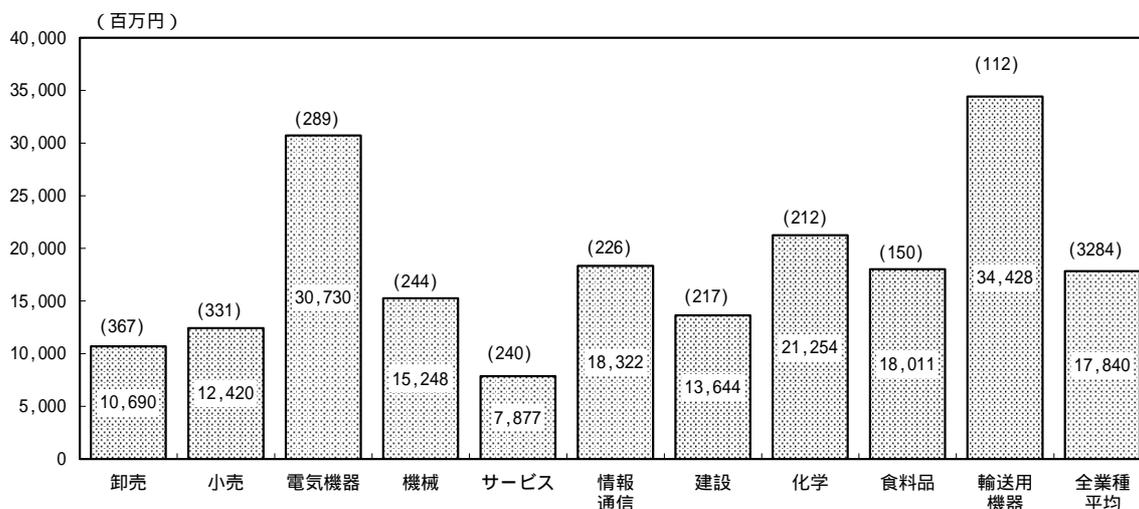


(注) 人件費 = 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費。カッコ内数値は試算対象企業数。
(資料) 各社財務諸表よりUFJ総合研究所作成

資本等の金額（2002年度）

1社あたりの資本等の金額（資本金 + 資本準備金）は、労働集約産業とされるサービス、卸売、小売、建設が比較的小さい。一方、資本集約産業とされる輸送用機器、電気機器、化学などは大きい（図表5）。

図表5 1社あたり資本等の金額（2002年度）

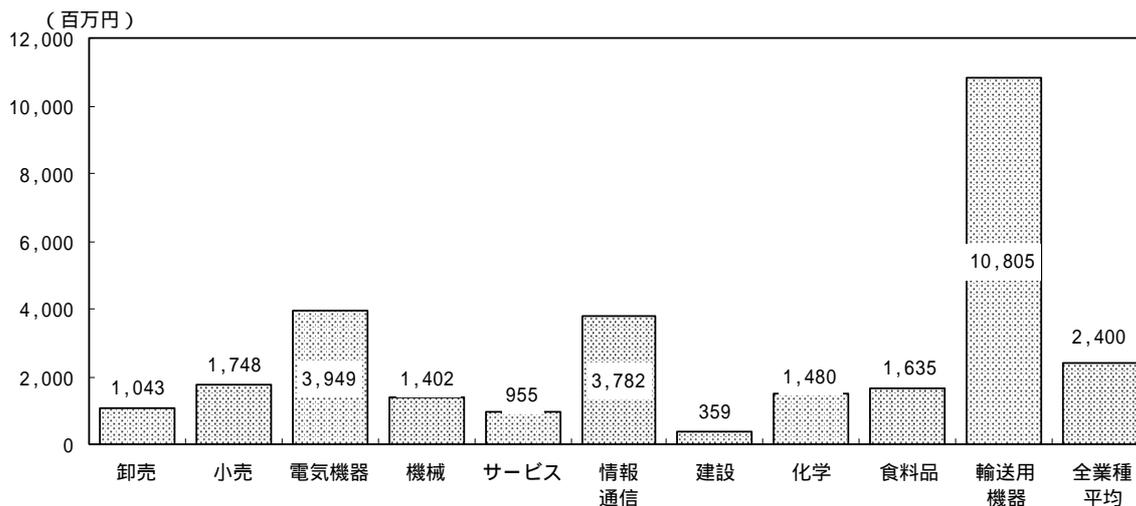


(注) 資本等の金額 = 資本金 + 資本準備金。カッコ内数値は試算対象企業数。
 (資料) 各社財務諸表よりUFJ総合研究所作成

当期利益（2003年度・予想ベース）

当期利益は、輸出を中心に売上を順調に拡大した輸送用機器が非常に大きいほか、デジタル関連家電の販売好調などから電気機器や情報通信も比較的大きい。一方で、建設、サービス、卸売など他業種と比べて利益規模の小さい業種も多く、利益格差は拡大している（図表6）。

図表6 1社あたり当期利益（2003年度・予想ベース）



(注) 当期利益は日本経済新聞社による予想。
 (資料) 日本経済新聞社、UFJ総合研究所

(2) 新方式による法人事業税額

後掲補足資料による方法から、現行方式と新方式による法人事業税を試算した結果が図表 10 である。試算結果によると、新方式による法人事業税は、現行方式に比べ約 284 億円（1社あたり平均 9 百万円）税負担が拡大する（全産業計）。ただ業種別にみると、輸送用機器、医薬品で 100 億円以上税負担が軽減するのに対し、建設、電気機器、陸運、小売などで負担が増加するなど、税負担変化の業種間格差は大きいといえる（図表 7）。

図表 7 法人事業税の試算結果（現行方式と新方式）

業種名	社数	新方式 (百万円)			現行方式 (百万円)		新方式と 現行方式の差
		所得	付加価値	資本			
水産・農林	10	1,814	1,137	464	214	1,516	299
鉱業	8	2,059	1,644	231	184	2,191	-132
建設	217	51,930	32,949	13,259	5,722	43,931	7,999
食料品	150	54,614	39,142	10,185	5,286	52,189	2,425
繊維製品	87	22,530	15,957	3,785	2,789	21,275	1,255
パルプ・紙	28	8,930	6,111	1,766	1,053	8,148	782
化学	212	86,443	64,507	12,864	9,072	86,009	435
医薬品	49	90,619	77,909	9,488	3,223	103,878	-13,259
石油・石炭製品	11	4,083	2,150	968	965	2,866	1,217
ゴム製品	21	5,484	3,351	1,204	929	4,468	1,016
ガラス・土石製品	72	13,443	8,303	2,796	2,344	11,071	2,372
鉄鋼	55	20,115	12,374	4,585	3,156	16,499	3,616
非鉄金属	40	10,238	5,819	2,060	2,359	7,758	2,479
金属製品	95	13,734	8,950	3,042	1,742	11,933	1,801
機械	244	64,903	44,532	12,931	7,439	59,376	5,527
電気機器	289	175,638	125,548	32,418	17,672	167,396	8,242
輸送用機器	112	187,121	150,113	29,368	7,640	200,150	-13,029
精密機器	46	16,546	12,291	2,744	1,511	16,387	159
その他製品	109	31,793	23,324	5,402	3,067	31,099	694
陸運	70	71,085	44,803	21,691	4,591	59,737	11,348
海運	19	13,286	11,280	1,281	725	15,040	-1,754
空運	5	2,741	762	1,677	302	1,016	1,724
倉庫・輸送関連	41	6,668	4,475	1,609	584	5,967	701
情報・通信	226	120,983	97,222	15,714	8,046	129,629	-8,646
卸売	367	66,514	47,442	11,471	7,601	63,255	3,260
小売	331	114,379	76,347	29,926	8,106	101,795	12,584
証券、商品先物取引	13	1,964	1,492	367	105	1,989	-25
その他金融	30	53,488	46,149	4,857	2,481	61,532	-8,045
不動産	87	44,089	33,824	7,539	2,726	45,098	-1,010
サービス	240	48,765	33,298	11,683	3,784	44,396	4,369
合計	3,284	1,405,999	1,033,204	257,376	115,419	1,377,594	28,405

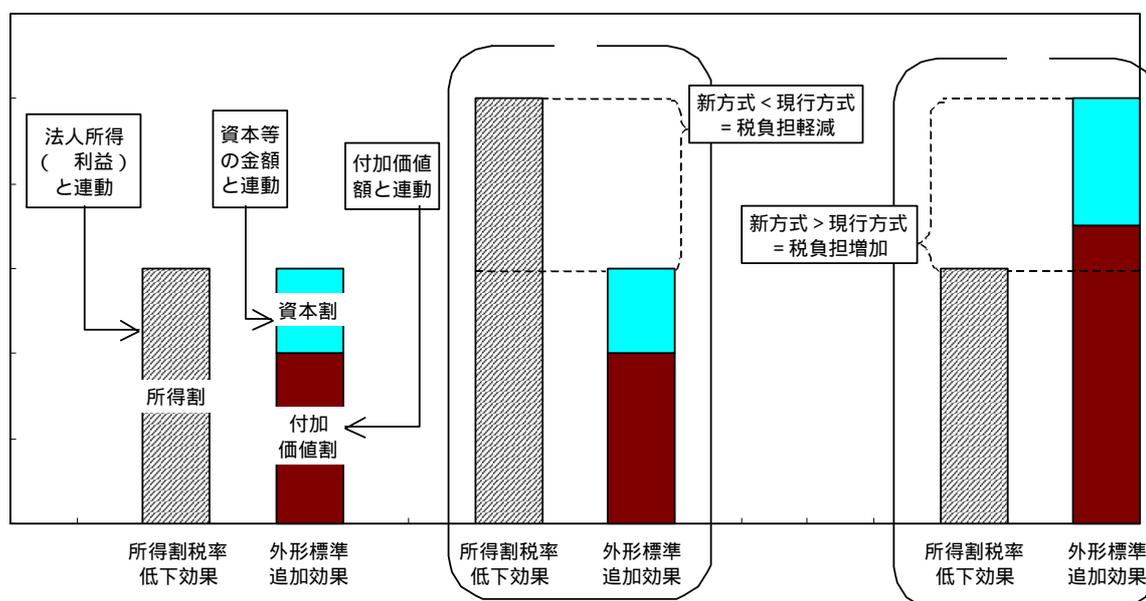
ただ輸送用機器について税負担変化（新方式と現行方式の差）の最小値をみると、ある企業の税負担が約 140 億円も軽減していることが分かる（図表 8）。この企業の税負担軽減効果を取り除くと、新方式による残りの輸送用機器企業の税負担は約 7 億円の増加となる。また輸送用機器と同様に税負担が大きく軽減する医薬品や情報通信においても、特定企業での税負担軽減効果が業種全体の負担軽減につながっており、個別にみると税負担が増加する企業も少なくない（図表 8）。

図表 8 新方式による法人事業税負担の変化（1社あたり平均、最大、最小）

業種名	社数	平均 (百万円)	最大 (百万円)	最小 (百万円)
水産・農林業	10	30	92	-29
鉱業	8	-17	40	-173
建設業	217	37	933	-417
食料品	150	16	1,250	-1,119
繊維製品	87	14	340	-288
パルプ・紙	28	28	251	-65
化学	212	2	599	-1,477
医薬品	49	-271	255	-5,374
石油・石炭製品	11	111	739	-7
ゴム製品	21	48	346	-38
ガラス・土石製品	72	33	362	-180
鉄鋼	55	66	829	-118
非鉄金属	40	62	408	-475
金属製品	95	19	225	-65
機械	244	23	1,814	-929
電気機器	289	29	1,707	-1,475
輸送用機器	112	-116	1,072	-13,735
精密機器	46	3	383	-460
その他製品	109	6	288	-1,214
陸運業	70	162	1,978	-159
海運業	19	-92	49	-897
空運業	5	345	1,476	33
倉庫・輸送関連業	41	17	81	-19
情報・通信業	226	-38	543	-5,258
卸売業	367	9	728	-266
小売業	331	38	1,292	-2,680
証券、商品先物取引業	13	-2	43	-59
その他金融業	30	-268	132	-2,164
不動産業	87	-12	910	-1,040
サービス業	240	18	310	-370
合計	3,284	9	1,978	-13,735

現行方式から新方式への切り替えによる税負担の変化は、所得割に適用される税率引き下げ効果（以下、所得割税率低下効果）と、外形標準課税方式を追加する効果（以下、外形標準追加効果）の差によって生じる。所得割税率低下効果は、法人所得（利益）と連動し、法人所得が増加するほど所得割税率低下効果を大きくし、新方式による税負担を小さくする。一方、外形標準追加効果は、資本等の金額ならびに付加価値額が大きくなるほど効果が大きくなり、新方式による税負担を拡大させる。所得割税率低下効果が外形標準追加効果を上回った場合（図表9の左）、新方式による税負担は現行方式に比べ軽減する。反対に所得割税率低下効果が外形標準追加効果を下回った場合（図表9の右）、新方式による税負担は現行方式に比べ増加する（図表9）。

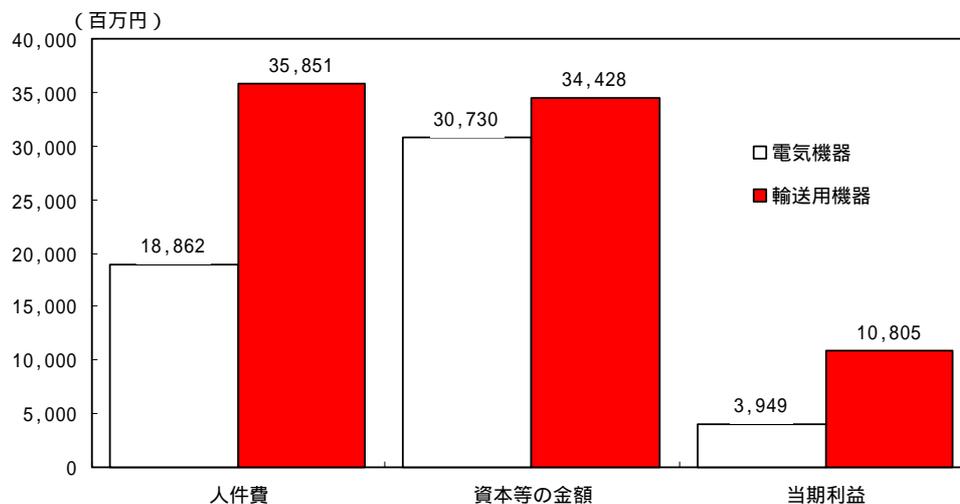
図表9 新方式による法人事業税負担の考え方



例えば、電気機器と輸送用機器を比較すると、両業種の資本等の金額は同程度であり、人件費は輸送用機器のほうが電気機器よりも高い（図表10）。このため、外形標準追加効果の絶対水準は輸送用機器のほうが大きくなる。

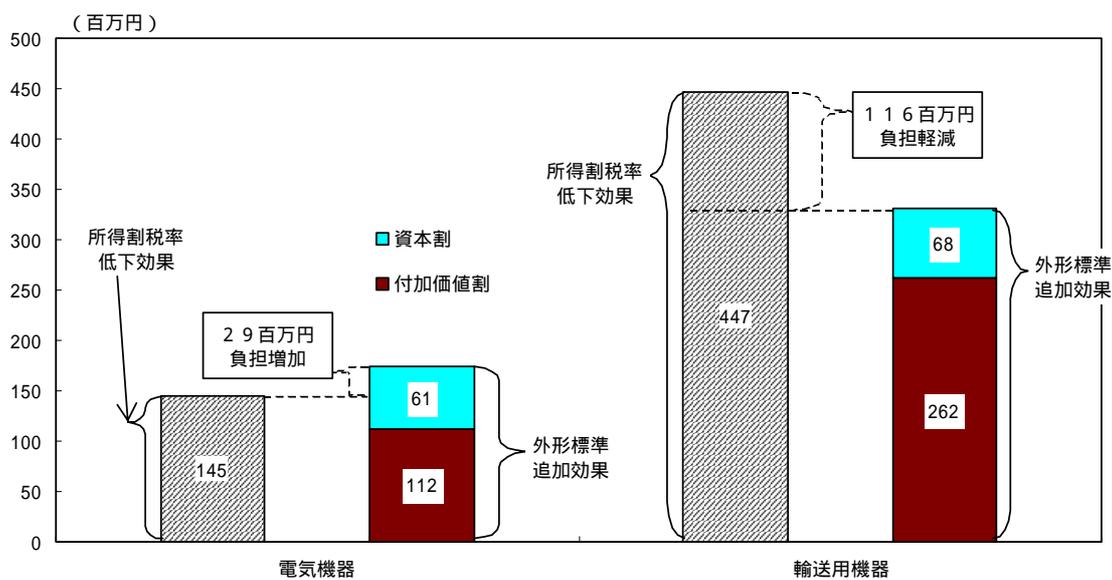
しかし両業種の当期利益をみると、輸送用機器が電気機器を大きく上回る（図表10）。この結果、輸送用機器の所得割税率低下効果は、外形標準追加効果を上回り、新方式の税負担は現行方式に比べ軽減する。一方、電気機器は、外形標準追加効果は輸送用機器に比べ小さいものの所得割税率低下効果が大きくないため、新方式の税負担は現行方式に比べ増加する（図表11）。

図表 10 電気機器と輸送用機器の1社あたり人件費、資本等の金額、予想当期利益



(注) 当期利益は日本経済新聞社による予想
 (資料) 日本経済新聞社、U F J 総合研究所

図表 11 電気機器と輸送用機器の税負担変化・要因分解図

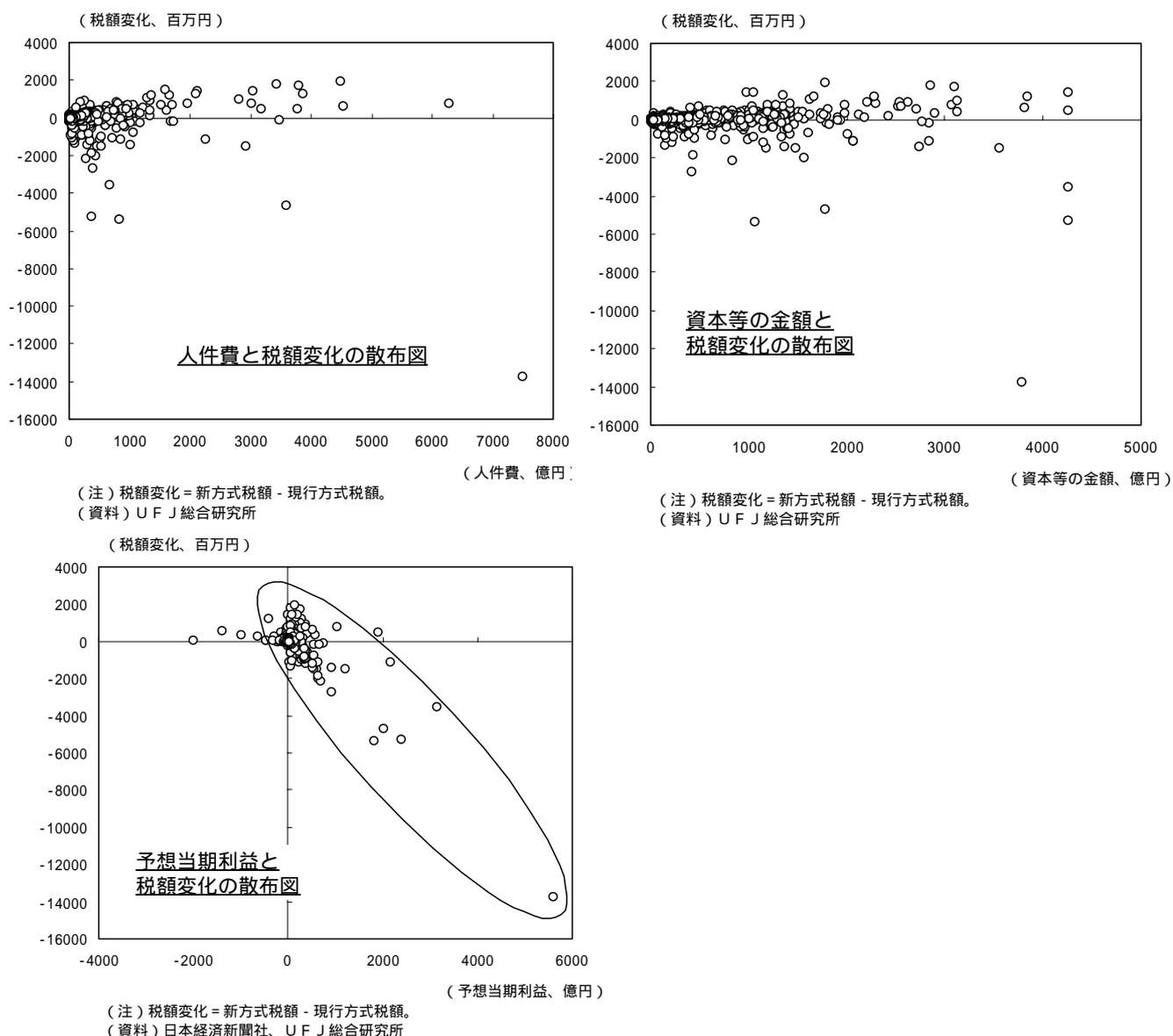


(資料) U F J 総合研究所作成

試算対象企業全て(3,284社)における新方式による税負担変化を縦軸に、人件費、資本等の金額、予想当期利益を横軸に、それぞれプロットした散布図によると、人件費、資本等の金額は、税負担変化との間に強い相関がみられないのに対し、利益と税負担変化の間には逆相関の関係(利益が増加すれば税負担は軽減する)があることが分かる(図表12)。

新方式を一見すると、人件費を中心とした外形標準部分を圧縮することで、新方式による税負担を軽減することが有効に思える。しかし電気機器での試算結果で示されたように、外形標準部分圧縮による税負担軽減効果はさほど大きくならない。むしろ輸送用機器のように、外形標準部分が大きくなっても、それを上回る所得(利益)を生み出すことで税負担軽減を試みた方が有効と思われる。

図表12 人件費、資本等の金額、予想当期利益と新方式による税負担変化の関係

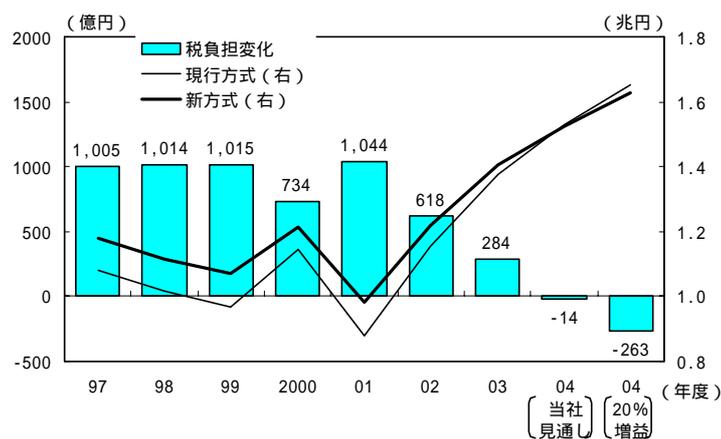


4. 景気変動による税負担変化の違い

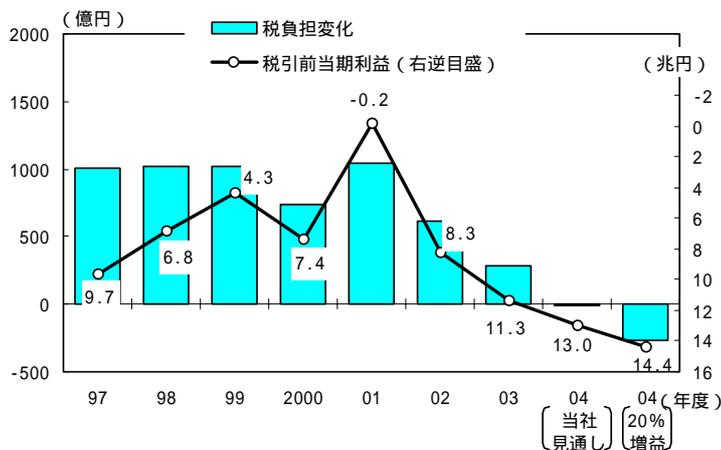
新方式による税負担変化が景気変動によってどの程度変動するかを確認するために、現行方式・新方式を過去に遡って適用し、現行方式と新方式との間の税負担格差を試算した。試算結果によると、97年度以降、全産業計では新方式による法人事業税が現行方式の法人事業税を下回ることがなく、新方式による税負担は増加する結果となった（図表11）。

しかし税負担変化の推移をみると、利益が増加（減少）した年は格差が縮小（拡大）する傾向にあり、新方式による税負担変化は、利益動向によることが分かる。2003年度の税負担変化は、当期利益（予想ベース）が大幅に増加したことから、97年以降で最も格差が小さい。なお2004年度の利益が、当社見通し（前年比+10.9%）程度まで拡大すると、新方式による税負担は現行方式と同程度となり、増益率が+20%まで拡大すると税負担は約260億円減少する結果となる（図表13）。

図表13 現行方式・新方式による法人事業税（試算）と税引前当期利益（97～2004年度）



（注）棒グラフ上の数値は税負担変化額（=新方式税額 - 現行方式税額）
（資料）U F J 総合研究所



（注）折れ線グラフ上の数値は税引前当期利益。03年度利益は予想。
（資料）U F J 総合研究所

5. おわりに

外形標準課税方式の導入議論が活発だった頃、外形標準課税方式は、外形部分が大きい大企業に不利であり、大企業での税負担が増加するとの指摘がでていた。しかし試算結果によると、新方式による税負担の変化は、外形部分だけではなく、利益動向によってかなり左右されることになる。

外形標準課税を導入する目的は、納税企業が一部に偏っているという状況を是正し、景気の変動に左右されにくい税収源を持つことにある。一方、これを企業の側からみると、外形標準課税は資本や労働力を有効に活用しながら利益を上げるほど減税メリットが得られる税制とも言える。企業の外形部分（付加価値額と資本等の金額の合計）に対する利益（予想当期利益）の割合を外形利益率として業種別にみると、新方式導入で税負担が軽減される業種は、外形利益率が高い傾向にある。上場企業の決算発表などによると、実際に新方式が導入される2004年度の当期利益が2003年度比増益と見込む企業が増えている。2004年度の利益拡大が、外形部分の拡大をあまり伴わないものであれば、新方式による法人事業税が現行方式より小さくなる可能性が高まる。

図表 14 外形部分に対する利益率（業種別・2003年度）

業種名	社数	外形利益率（＝予想当期利益÷〔付加価値額＋資本等の金額〕）			税負担変化 （百万円）	
		（％）	付加価値額 （百万円）	資本等の金額 （百万円）		予想当期利益 （百万円）
水産・農林	10	7.6	96,610	106,903	15,513	299
鉱業	8	16.3	48,210	92,024	22,849	-132
建設	217	1.5	2,762,324	2,861,026	85,724	7,999
食料品	150	9.4	2,121,954	2,643,140	449,838	2,425
繊維製品	87	6.5	788,559	1,394,284	141,052	1,255
パルプ・紙	28	8.7	367,878	526,657	78,173	782
化学	212	3.7	2,680,007	4,536,123	265,308	435
医薬品	49	30.1	1,976,586	1,611,477	1,081,117	-13,259
石油・石炭製品	11	3.0	201,749	482,689	20,259	1,217
ゴム製品	21	-22.8	250,910	464,380	-162,763	1,016
ガラス・土石製品	72	1.5	582,430	1,172,114	25,871	2,372
鉄鋼	55	6.3	955,244	1,577,857	159,413	3,616
非鉄金属	40	-5.5	429,168	1,179,495	-87,736	2,479
金属製品	95	7.5	633,786	871,003	113,034	1,801
機械	244	9.0	2,693,995	3,719,581	577,547	5,527
電気機器	289	8.3	6,753,697	8,836,143	1,295,890	8,242
輸送用機器	112	18.5	6,118,304	3,820,138	1,834,550	-13,029
精密機器	46	11.9	571,697	755,551	157,328	159
その他製品	109	11.7	1,125,415	1,533,359	310,137	694
陸運	70	6.6	4,518,909	2,295,732	452,102	11,348
海運	19	24.9	266,856	362,625	156,724	-1,754
空運	5	2.1	349,277	150,958	10,600	1,724
倉庫・輸送関連	41	9.9	335,200	291,774	62,273	701
情報・通信	226	16.5	3,273,846	4,023,109	1,201,388	-8,646
卸売	367	8.9	2,389,835	3,800,584	551,025	3,260
小売	331	9.5	6,234,608	4,052,878	974,635	12,584
証券・商品先物取引	13	15.5	76,472	52,485	20,046	-25
その他金融	30	28.3	1,011,934	1,240,512	637,583	-8,045
不動産	87	16.0	1,570,641	1,362,828	468,661	-1,010
サービス	240	9.2	2,433,918	1,892,123	398,983	4,369
合計	3,284	10.2	53,620,021	57,709,545	11,317,124	28,405

(補足資料) 現行方式・新方式による法人事業税試算方法

(1) 使用データ

- ・日本経済新聞社「NEEDS-FinancialQUEST」
「企業財務データベース」、「業績予想データベース」

(2) 試算対象企業のスクリーニング

- ・日本の株式市場に上場する企業全社 (3,655 社) の中から以下の条件でスクリーニングをした。
 - 97 ~ 2002 年度まで連続して財務データが存在する。
 - 2003 年度の売上高、経常利益、当期利益の予想が掲載されている。
 - 銀行、証券会社、保険会社、電気ガスの 4 業種以外の業種に属している。
 - 銀行等の債権放棄などで当期利益が過去に比べて大きく変動していない。
 - 資本金が 1 億円超である (外形標準課税方式の対象条件)
- スクリーニングの結果、試算対象企業数は 3,284 社となった。

(3) 法人事業税額の試算方法

所得割

- ・税金等調整前当期利益を法人所得とみなす。
ただし 2003 年度は税金等調整前当期利益の予想値が存在しないため、
(税引後) 当期利益と税金等調整前当期利益の平均比率 (2000 ~ 02 年度) を算出し、
2003 年度の予想 (税引後) 当期利益に乗ずることで 2003 年度の税金等調整前当期利益とした。
- ・ (現行方式の場合) 法人所得 400 万円までに 5.0%、400 ~ 800 万円に 7.3%、
800 万円超に 9.6% をそれぞれ乗じ、所得割の税額とする。
- ・ (新方式の場合) 法人所得 400 万円までに 3.8%、400 ~ 800 万円に 5.5%、
800 万円超に 7.2% をそれぞれ乗じ、所得割の税額とする。

付加価値割

- ・付加価値額は収益配分額と単年度損益の合計とする。
- ・収益配分額は報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料で構成される。
(収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)
- ・単年度損益は税金等調整前当期利益とする。2003 年度については、所得割と同様の方法で試算。
- ・付加価値額に 0.48% を乗じて付加価値割の税額とする。

(a) 報酬給与額

- ・従業員給与、役員給与、福利厚生費の合計を報酬給与額とする。
ただし 2003 年度は報酬給与額の予想値が存在しないため、売上高に対する報酬給与額の平均比率（2000～02 年度）を算出し、2003 年度の予想売上高に乗ずることで 2003 年度の報酬給与額とする。
- ・雇用安定控除特例に基づき報酬給与額が収益配分額の 70%相当額を超えた場合は、収益配分額の 70%を報酬給与額とする。

(b) 純支払利子

- ・支払利子と受取利子の差額を純支払利子とする。
ただし 2003 年度は純支払利子の予想値が存在しないため、売上高に対する純支払利子の平均比率（2000～02 年度）を算出し、2003 年度の予想売上高に乗ずることで 2003 年度の純支払利子とする。

(c) 純支払賃借料

- ・支払賃借料を純賃借料とする。
ただし 2003 年度は純賃借料の予想値が存在しないため、売上高に対する純賃借料の平均比率（2000～02 年度）を算出し、2003 年度の予想売上高に乗ずることで 2003 年度の純賃借料とする。
- ・本来であれば、純賃借料は支払賃借料と受取賃借料の差額であるべきだが、受取賃借料データを入手できないことから、支払賃借料を純賃借料とする。

資本割

- ・資本等の金額は、資本金と資本準備金の合計とする。
ただし 2003 年度は資本等の金額の予想値が存在しないため、2003 年度中間期の値（値が存在しない場合は 2002 年度末の値）を 2003 年度の資本等の金額とする。
- ・資本等の金額が 1,000 億円を超える場合、資本金控除特例に基づき、
 - 1,000 億円を超え 5,000 億円以下の部分には 50%
 - 5,000 億円を超え 1 兆円以下の部分には 25%
 - 1 兆円を超える部分には 0%をそれぞれ乗じ、資本等の金額を圧縮する。
- ・資本等の金額に 0.2%を乗じて資本割の税額とする。

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点での判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。